



2024年4月12日

江津市議会議長 藤間 義明 様

江津市議会議員 森川 佳英

政治倫理審査会の報告に対する弁明書

令和6年3月29日付け「審査結果の報告について(通知)」に対し、江津市議会議員政治倫理条例第12条第2項の定めに従い、下記のとおり弁明いたします。

記

政治倫理審査会の報告では、2023年11月24日に開催された地域医療対策特別委員会(以下、委員会)の会議で秘密とされたとする市内民間医療機関(以下、医療機関)から提供された情報を、日本共産党江津市委員会が発行する『ごうつ民報』2023年12月3日付けへ掲載したことが、政治倫理基準に反する行為とされました。


この会議では、医療機関が運営する総合病院と高齢者施設での病床数の再編について、医療機関事業者より情報提供がありました。

その病床数再編について、『ごうつ民報』12月3日付けへ掲載したところ、それを読んだ委員会のメンバーである議員から、「病床数再編の情報は会議で秘密にされた」との指摘を受けました。会議録がまだ作成されていなかったため、会議の録音を確認したところ、医療機関事業者が提供した病床数の再編情報について、理事会を経た正式なものではないため、公開を「少し待っていただければ」と申し出ていたことは事実でした。

ただ、この申し出は、政治倫理審査会の報告では「委員会終了の際」とされていますが、委員会での議事を進める鍛治恵巳子委員長が会議の終了を宣言した後でのものであり、秘密として扱う旨を議会事務局長が会議に出席していた各議員へ念押ししたことも含め、いずれも公式の会議のなかでのことではありませんでした。

そのため、当時の私自身の秘密についての認識は、同じ会議の中で説明のあった医療機関での医師の退職が対象であり、その理由も「個人のプライバシーに関わるものであるからだろう」というものでした。

このような認識となったのは、医療機関の病床数の再編についても、医師の退



職についても、会議より以前に市民から日本共産党江津市委員会へ寄せられた相談から、一定の内容を把握していたことにも一因がありますが、より大きな要因として、秘密についての申し出・念押しが、公式の会議のなかでは行われず、会議終了後の集中力・緊張感を欠いた状況で、立ち話・雑談的に扱われたことにあります。

そして、このような認識・事態に陥らせたのは、委員会の議事進行に責任を負う鍛冶委員長にほかなりません。

本来、市議会で提示された情報や議論は公開が原則であり、誰でも傍聴が可能となっています。

そういったなかにあっても、議事において特に秘密とすべき内容がある場合、江津市議会委員会条例第20条に基づいて、委員長は委員会に諮って会議を秘密会にすることができます。また、江津市議会では慣例的に会議での情報の一部を、秘密会にすることなく秘密扱いにすることもあります。その場合でも委員長あるいは情報の提供者から、会議の中で秘密について指示・指摘がされてきました。そういった対応があったからこそ、これまで『ごうつ民報』でも秘密について漏らすことのない扱いができていました。

しかし、問題の会議において、鍛冶委員長はそういった秘密に対する本来あるべき適切な対応を怠ったばかりか、会議終了後に医療事業者が秘密について申し出ても、そのことに一切言及していません。結果として秘密が守られないという事態を生じさせた責任は、秘密を粗雑に扱った鍛冶委員長にこそあります。

にもかかわらず鍛冶委員長は、秘密に対する委員長としての責任を省みることなく、政治倫理審査の請求代表者として、事態の責任を私へ押し付ける行動に出ています。

この事実から、今回の審査請求が無責任な思惑に乗った筋違いなものであり、政治倫理を問うのであれば審査対象が間違っていると断ぜざるをえません。そして、鍛冶委員長の不見識が、将来的に江津市議会の大きな問題になると指摘するものです。

ただ、医療機関事業者から「少し待っていただければ」との申し出があったのは事実であり、聞き漏らしたとはいえ、『ごうつ民報』へ掲載したことは紳士協定には適わないと考えます。すでに、12月4日には医療機関へ出向き、事業者に面会の上で謝罪していますが、ここに重ねてのお詫びを申し上げます。

以上